

全国免税店協会 オンライン説明会

2025年1月
全国免税店協会



本日の説明内容

I. リファンド方式 (2026年11月1日以降)

1. 制度の変更項目
2. 返金対応

II. 現行制度 (2026年10月31日まで)

1. 手続上の留意点
2. 在留証明の電子化 <2025年3月開始予定>

I. リファンド方式

1. 制度の変更項目／概要

(1) 免税購入対象者が免税対象物品を購入（免税手続）した日から90日以内に税関の確認を受け、その税関確認情報を免税店で保存した場合に消費税が免除される。（＝リファンド方式）

※販売時点では税込価格（課税）で販売し、免税成立後に返金する。

(2) 持ち出し確認時には免税購入対象者が税関に旅券等を提示し、確認を受けて国外に持ち出さなければならない。

(3) 施行日を2026年11月1日とする。

1. 制度の変更項目／対象物品

- (1) 一般物品と消耗品の区分が廃止される。
- (2) 消耗品の上限額が廃止され、特殊梱包が不要となる。
- (3) 「通常生活の用に供する」という定義が撤廃される。
※金地金等、不正購入の恐れが高いものは個別に対象外とされる
- (4) 税抜100万円以上の物品については、購入記録情報に物品を特定するための詳細情報を加えて送信することとなる。

1. 制度の変更項目／対象者

(1) 各種上陸許可書により入国した方について、上陸許可書と旅券の両方の提示が必要となる。

また、購入記録情報には旅券の番号を入力する。

※ 船舶観光上陸許可を受けて上陸した者においては旅券の写しを含む。

(2) 日本一時帰国者について、以下の3点が変更となる。

① 証明書類としてマイナンバーカードが追加される。

② 在留証明／戸籍の附票の写しの本籍の地番の記載を不要とする。

③ 購入記録情報の入力項目は証明書類の種類と国外転出日等のみに簡素化（これに伴い証明書類のコピーや画像の保存は廃止。すべての免税店で購入記録情報への入力が必要）。

※ 発給年月日（最終入国日から6か月以内作成）等の確認事項については変更なし

1. 制度の変更項目／許可・取消

- (1)一般型／委託型の許可区分を廃止。
- (2)承認免税手続事業者に委託する際、免税店での購入日と免税手続カウンターでの手続日が同一となることを要件とする。
- (3)免税店の許可取り消しの要件に「購入記録情報の情報提供等が税関長の確認に支障があると認めれる場合」が追加される。

1. 制度の変更項目／その他

(1)旅行者等が免税店での手続後に郵便局等で免税購入品を海外の自宅等へ配送（別送）した際の書類で輸出したことを確認する取扱いは廃止される。

※2025年4月1日より適用

(2)免税店が海外配送事業者の「代理人」となり、免税購入品を免税店から海外へ配送する「直送制度」は輸出取引として引き続き免税の対象となる。

(3)基地内輸出物品販売場制度が廃止される。

2. 返金対応

<現行制度>

	購入記録情報の送信
ア	免税店のシステムから送信
イ	承認送信事業者のシステムを利用

2. 返金対応

<リファンド方式>

		購入記録情報の送信	消費税相当額の返金
A	ア	免税店のシステムから送信	免税店が返金
B			返金業務を他社に委託
C	イ	承認送信事業者のシステムを利用	免税店が返金
D			承認送信事業者に返金業務を委託
E			承認送信事業者とは別の事業者に返金業務を委託

消費税法

資金決済法・割賦販売法・外為法等

2. 返金対応

(1) 返金方法の検討

① 免税店が返金する場合（パターンA、C）

○免税店は以下の項目等について対応を検討する必要があります。

- ・ 返金種別

…クレジットカード、QR決済、銀行振込、現金等

- ・ 上記返金種別ごとの返金情報取得方法及びツール

- ・ 上記返金種別ごとの法令対応

2. 返金対応

②免税店が返金を委託する場合（パターンB、D、E）

○免税店は以下の項目に留意しつつ、委託する事業者を選定します。

- ・ 委託先の事業者が対応できる返金種別
…クレジットカード、QR決済、銀行振込、現金等
- ・ 委託先の事業者が提供する、上記返金種別ごとの
返金情報取得方法及びツール
- ・ 委託先事業者が返金に必要な法令に対応できているか

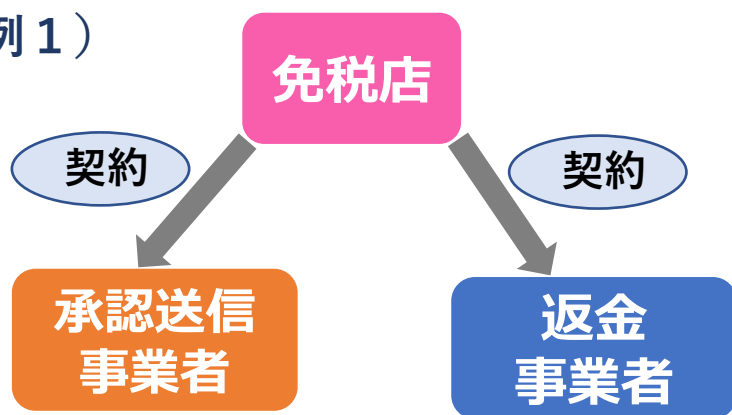
2. 返金対応

(2) 契約関係の整理

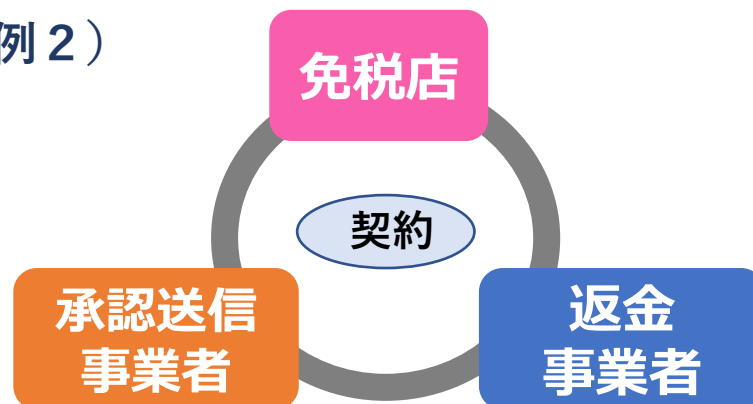
承認送信事業者とは別の事業者に返金を委託する場合、
免税店自らが当該決済事業者等と契約する必要があります。

※承認送信事業者経由の契約はできません

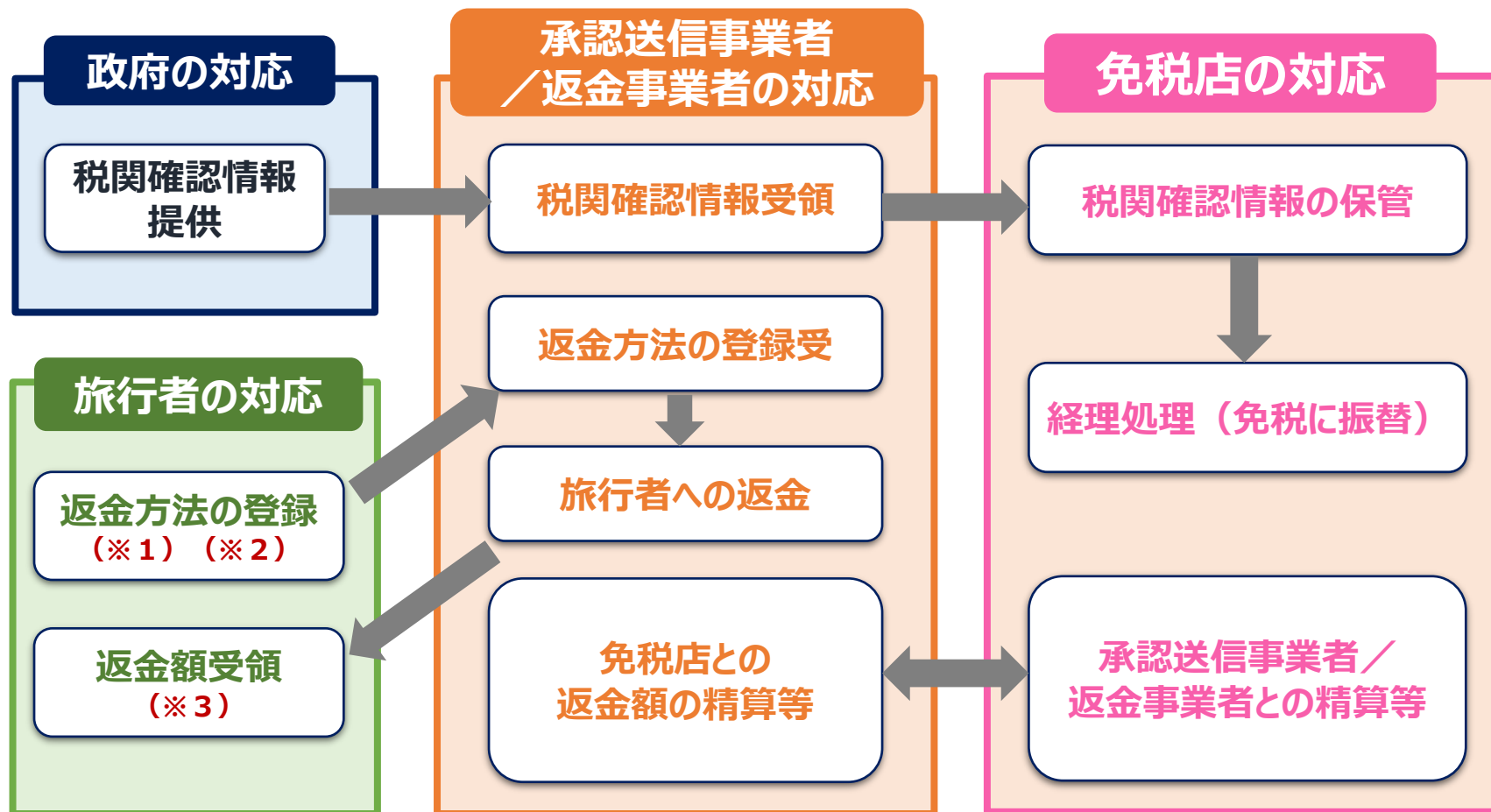
(例 1)



(例 2)



2. 返金対応（P10 パターンD／E）



2. 返金対応（P10パターンD／E）

< 留意点 >

- (※1) 返金先（クレジットカード、QR決済、銀行口座等）の登録方法は返金を行う事業者により異なります。
- (※2) 返金の方法（クレジットカード・QRコード・現金等）は、購入時の支払い方法と一致させる必要がないことも考えられます。返金事業者にご確認ください。
- (※3) 海外では、手数料を差し引いて旅行者へ返金されることが一般的です。

Ⅱ． 現行制度（2026年10月31日まで）

1. 手続上の留意点／①上陸許可書

乗員上陸許可、船舶観光上陸許可にて入国された方の購入記録情報の作成の際は、以下の通り確認を行ってください。

< 現行制度 > 旅券等の情報の確認書類

許可書の種類	氏名・国籍・生年月日	旅券等の番号	上陸許可情報
乗員上陸許可書	乗員上陸許可書	乗員上陸許可書 (許可番号)	乗員上陸許可書
船舶観光上陸書 (旅券のコピーあり)	船舶観光上陸書	旅券のコピー (旅券番号)	船舶観光上陸書

< リファンド方式 > 旅券等の情報の確認書類

許可書の種類	氏名・国籍・生年月日	旅券等の番号	上陸許可情報
乗員上陸許可書	旅券	旅券 (旅券番号)	乗員上陸許可書
船舶観光上陸書 (旅券のコピーあり)	旅券のコピー	旅券のコピー (旅券番号)	船舶観光上陸書

1. 手続上の留意点／②国際連合通行証

国際連合通行証（国連レッセ・パッセ）にて入国された方の購入記録情報の作成の際は、以下の通り確認を行ってください。

< 現行制度及びリファンド方式 > 旅券等の情報の確認書類

氏名・国籍・生年月日・旅券等の番号	上陸許可情報 (在留資格及び上陸許可年月日)
通常旅券	国際連合通行証 (貼付された上陸許可シール)

1. 手続上の留意点／③日本人一時帰国者

日本人一時帰国者の海外在住（2年以上）の確認は、以下の通り行ってください。

< 確認書類 >

「戸籍の附票の写し」 または 「在留証明」

< 確認方法 >

上記の書類に記載された 「海外に住所を定めた日（またはそれに準ずる記載）」 が発給日（作成日）と比較して2年以上前であることを確認。

※戸籍の附票の写しについて、「海外に住所を定めた日」は自治体により様式が異なるため、「海外に住所を定めた日」「転出日」「国外転出予定日」等により海外居住開始日を判断します。

2. 在留証明の電子化 <2025年3月開始予定>

(1) 概要

開始時期：2025年3月

実施内容：電子化した在留証明（e-証明書）のオンライン交付制度が開始される

(2) 情報公開 ※2025年2月中旬以降に公開予定

<観光庁ホームページ> 在留証明の電子化に関するリーフレット掲載予定

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

<国税庁ホームページ> 輸出物品販売場に関するQ&Aを更新予定

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>

<全免協ホームページ> 免税店でのe-証明書対応に関するリーフレット掲載予定

<https://zenmenkyo.jp/topics/>

ご清聴ありがとうございました。

全国免税店協会

ご入会のお問い合わせ、会員様からの制度に関するご質問は
メールにて承っております。



zenmenkyo@jtf.jp

